

SAITAMA リバーサポーターズ
企業サポーター登録及びマッチング支援実施要領

(目的)

第1条 県は、SAITAMA リバーサポーターズ企業サポーター（以下「企業サポーター」という。）の登録を行う。

2 県は、登録した企業サポーター及びマッチングを希望する川の国応援団に対し、予算の範囲内で支援等を行う。

3 前項の支援等に関しては、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業等

県内において事業活動を行う企業、法人、特定非営利活動法人、大学その他の団体又は個人事業主をいう。ただし、国及び地方公共団体は除く。

(2) 登録企業等

第3条の規定により企業サポーターとして県に登録された企業等をいう。

(3) 川の国応援団

埼玉県川の国応援団登録団体支援実施要領（以下「川の国応援団要領」という。）第3条により登録を受けた団体をいう。

(4) マッチング

登録企業等と他の登録企業等、川の国応援団、国及び地方公共団体が連携することをいう。

(企業サポーター登録手続及び登録要件)

第3条 県内の河川、農業用水、湖沼等（以下「河川等」という。）を大切に活用し又は保全活動を行う、又は行うことに関心のある企業等が、企業サポーターへの登録及びマッチングを希望するときは、SAITAMA リバーサポーターズポータルサイトの所定の入力フォームから申請するものとする。

2 前項に規定する申請手続きよりに難しいときは、SAITAMA リバーサポーターズ事務局（以下「事務局」という。）に企業サポーター登録申込書兼マッチングエントリーシート（様式1）を提出するものとする。

(川の国応援団のマッチングエントリー方法)

第4条 川の国応援団がマッチングを希望する場合には、事務局に川の国応援団マッチングエントリーシート（様式2）を提出するものとする。

(マッチング支援等)

第5条 県が登録企業等に対して行う支援は、次のとおりとする。

- (1) 連携が期待される企業等及び川の国広援団の紹介
- (2) 登録企業等が行う河川等に関する取組のポータルサイト及び SNS 等での情報発信
- (3) 河川等に関する取組を実施するに当たっての国及び地方公共団体との調整
- (4) 河川等に関する取組を実施するに当たっての事業計画策定時における助言
- (5) 河川等に関する取組を実施するに当たっての補助金等に係る情報提供
- (6) SAITAMA リバーサポーターズプロジェクトのロゴに係る使用許諾
- (7) その他第 1 条第 1 項の目的に資するもので、予算の範囲内で実施可能な支援

2 県が川の国広援団に対して行う支援は、次のとおりとする。

- (1) 連携が期待される登録企業等の紹介
 - (2) 川の国広援団要領第 5 条第 1 項に掲げる支援
- 3 第 1 項及び第 2 項に掲げるマッチング支援を契機として発生した当事者間の紛争に対し、県は関与しないものとする。

(損害の賠償)

第 6 条 登録企業等が行う活動によって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償に係る一切の経費は登録企業等が負担するものとする。

(変更の申出)

第 7 条 登録企業等は、第 3 条の規定により申請した名称、所在地及び連絡先に変更があったときは、速やかに事務局に報告しなければならない。

(登録の取消)

第 8 条 県は、登録企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 過去 3 年以内に重大な法令違反があることが判明した場合
- (2) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）であることが判明した場合
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にあるものであることが判明した場合
- (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
- (6) 第 3 条に該当しなくなった場合
- (7) 登録企業等が登録の取下げを申し出た場合

- (8) 企業等としての活動実態がないと判断される場合
- (9) 登録企業等との間で、電話、Eメール、手紙等による連絡が取れなくなり
1年を越えた場合
- (10) その他知事が登録の取消をすることが適当と認めた場合
(定めのない事項等)

第9条 この要領に定めのない事項等については、登録企業等又は川の国広援
団と県が協議して決定する。

附 則

この要領は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月22日から施行する。